

ドラッグコスモス高松三谷店 (No.1341)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要を同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 30 日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告  
令和 7 年 2 月 13 日香川県公告  
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス高松三谷店  
高松市三谷町字中原 363 番 1 外
- 3 法第 8 条第 2 項の規定により住民等から提出があった意見の概要  
(意見の内容)
  - ・防犯灯・防犯カメラの設置、特に閉店後の防犯対策
  - ・閉店時などの時間帯によっては、ガードマンの配置
  - ・近隣住民への周知(理由)
  - ・閉店後、夜間のたまり場等にならないか。
  - ・小学校が近くにあり、登下校の子どもが多いため。
  - ・近隣に住宅があるため、騒音等の配慮。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課  
縦覧期間： 令和 7 年 6 月 30 日から令和 7 年 7 月 30 日まで